

事業者グループで実施する、域外需要獲得に繋がる取組に対する支援を受けたい。

【事業の概要】

○目的

商工団体、県、市町等が連携して取り組む「地域産業活性化計画※」において、注力すべき分野の域外需要の獲得に繋がる取組を支援し、計画を推進

※地域産業活性化計画：地域の商工業振興のため、県内の商工団体が主体となって策定した計画。商工団体、県、市町等が地域の産業特性に応じた目標を共有して、販路拡大や付加価値向上等に取り組んでいる。

○支援対象

地域産業活性化計画の注力すべき分野として掲げられており、かつ、域外需要の獲得につながる事業を行う事業者グループ（2者以上）

○想定される取組例

- ・特産品の認知度向上やブランド化推進、販路拡大策として、事業者連携による販売促進や事業体制強化を図る取組
- ・地元特産品を活用しながら、専門家による商品やパッケージ開発等の商品磨き上げのための取組

○対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費等

○補助率：3分の2以内

○補助限度額：1グループあたり50万円×事業者数

※グループ内で配分可、但し1グループあたり250万円を限度とする。

【2.事業スケジュール】

- ①事業者グループ(2者以上)が県へ事業認定申請書を提出
(申請期限:5月中旬)
- ②審査会にて内容審査(5月中旬)
- ③地域産業活性化計画推進事業として県が認定
(5月中旬～下旬)
- ④認定事業における事業者毎に県へ補助金を申請
(6月上旬)
- ⑤交付決定(6月中旬)
- ⑥補助事業実施(2月末まで)
- ⑦実績報告
(事業完了後30日以内 又は 3月7日の早い日付)

【問い合わせ先】

産業労働部 産業政策課 団体振興班 担当者:浦田
電話:095-895-2650
FAX:095-895-2579
E-mail:s05180@pref.nagasaki.lg.jp